

6 高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）について

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の低い高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するため国が実施する高齢者向け給付金について、市が給付事務を行ったところであります。

本給付金に関する申請受付期間は、平成28年8月10日で終了いたしました。終了時の申請状況は、以下のとおりとなっております。

【高齢者向け給付金の支給状況】

(平成28年8月10日現在)

	高齢者向け給付金
対象見込者数 (a)	12,886 人
申請者数 (b)	12,559 人
支給者数 (c)	12,423 人
申請率 (b)/(a)	97.46 %

(参考)

1 申請受付期間

平成28年5月10日（火）～8月10日（水）

2 支給対象者等

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年度中に65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

【平成27年度臨時福祉給付金支給対象者】

- ・平成27年1月1日時点で、本市の住民登録に登録されている方
- ・平成27年度分の市民税（均等割）が非課税の方

※市民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者は対象外

3 支給額

対象者1人につき3万円

4 その他

年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の支給は、秋に実施予定の平成28年度臨時福祉給付金支給事業と同時期に行います。

<担当 健康福祉部 地域福祉課 臨時福祉給付金室 24-2111 内線425>